

第13回MPドリーム助成先募集案内 (東日本応援特別枠)

1. 趣旨

三重県遊技業協同組合は、ボランティアグループに、必要な資金の助成を行います。

2. 応募資格

東日本大震災からの復興に向けて活動されている、岩手・福島・宮城の3県内のボランティアグループ

ただし、総収入額に対する国、地方公共団体等の助成の割合が50%以上、または、総支出に対する人件費の割合が50%以上のグループは、対象外となります。

3. 助成内容

下記の(1)から(4)のいずれかの事業で、2016年1月1日から2016年8月31日までに実施（終了）するものを助成対象とします。

(1) ボランティアグループによる、現在の社会が抱える様々な社会的問題を解決する先駆的・モデル的活動（例：子どもの貧困問題、教育格差問題等々）

(2) 福祉教育・ボランティア啓発の実施

(3) 器具・器材の購入（器具・機材を購入し、その用途がボランティア活動に寄与する物に限る。※三重県遊技業協同組合からの助成とわかる表示をしていただきます。また、器具・機材の現物を助成させていただく場合もあります。）

(4) その他

4. 助成金額及び助成件数

1グループ20万円以内

但し、申請する事業の10%以上は、自主財源とする。

5. 助成対象にならないもの

(1) すでに終了した事業や購入した器具・器材（財源不足分の補填）

(2) グループの日常的な経費（家賃、駐車場料金、電話・FAX使用料、材料費、人件費、交通費など）

(3) 当該事業に係る旅費及びスタッフ費用

(4) 繙続的な事業で、一度助成しても次回からの見通しが立ちにくいもの

(5) 自分たちの技術向上を目的とする研修会等の開催

6. 審査及び結果・注意事項

(1) 審査内容に関しては、一切、公表いたしません。（お問い合わせ頂きましてもお答えいたしません。）

(2) 審査（11月上旬）の結果は、プレゼンテーションへの参加通知の発送を以って、発表に代えさせていただきます。（結果についてのお問い合わせは御遠慮下さい。）

(3) プrezentationについて

参加可能な団体の方々は、是非御参加ください。

- (4) 審査通過後のアンケート調査、振込依頼書等の提出期限等、当組合が指示する事項に反した場合は失格となり、今後一切ご応募いただけません。
- (5) 申請書類は、返却いたしません。

7. 事業報告・注意事項

事業終了後（器具・機材購入の場合は、購入後、使用の具体例を記入して）、1ヵ月以内に報告書（書式自由）を提出してください。

なお、期日までに報告書の提出がない場合や発表内容が著しく申請内容と異なる場合には、助成金全額を返還していただき、今後、当組合の助成金へ申請されましても、助成対象外となります。

器具・機材購入の場合は、シール等を貼って、当組合からの助成である事がわかる表示をしてください。

8. 応募方法・注意事項

(1) 所定の申請用紙を三重県遊技業協同組合ホームページから印刷し、募集案内をよくお読みの上、必要事項を記入して頂き、郵送で事務局まで申請してください。（事務局への直接の来局は御遠慮下さい）

詳しくは、MPドリームで検索してください。

(2) 申請する事業について、他の機関から助成を受けている場合もしくは他の機関に申請中の場合は、必ずその旨を付記してください。

(3) グループ・団体の広報紙、パンフレット、年間の活動状況が具体的にわかるもの（写真等を添えて）、決算書・予算書を添付してください。

(4) 当該事業に係る費用の全てについて見積書を添付してください。

見積書を添付できない場合は、詳細を記入した文書を添付してください。器具・器材の購入の場合は、購入物のカタログも添付し、当組合からの助成である事の表示方法を具体的に記載してください。

(5) 見積書は実際に購入・依頼する業者に実質価格（割引後の金額）で作成してもらってください。

(6) 「必要な費用の内訳」欄には、今回申請する案件にかかる費用のみ記入してください。

7. 応募受付期間

2015年6月19日（金）～2015年8月20日（木）17:00必着

9. 必要書類

年間の活動状況が具体的にわかるもの（写真等添付）、前年度決算書、今年度予算書、見積書は必要書類ですので必ず添付してください。添付がない場合は、審査対象外となります。

三重県遊技業協同組合事務局

〒514-0006 津市広明町328

（株津ビル内 担当：谷口・中川）

TEL 059-227-7331 FAX 059-227-7333